

## 第51号議案

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区立心身障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

品川区立心身障害者福祉会館条例（昭和52年品川区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「に関する事。」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 障害者生活支援センター 次に掲げる事業

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業

イ 支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業

ウ 支援法第77条第1項第3号に規定する事業

第6条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（使用料等）

第6条 第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。

2 第3条第3号アに規定する事業を利用する者は、児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。

- 3 第3条第3号イに規定する事業を利用する者は、支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を納付しなければならない。
- 4 使用料の納付の時期および方法については、別に区長が定める。
- 5 第3条第1号イに規定する事業を利用する者は、生産活動に係る材料費その他の費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。
- 6 第1項および第4項の規定によるもののほか、第3条第2号に規定する事業を利用する者は、支援法第29条第1項に規定する特定費用について、別に区長が定めるところにより、その実費を負担しなければならない。

第6条の2を削る。

#### 付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(説明) 心身障害者福祉会館において行う事業を拡充するほか、規定を整備する必要がある。